

# 消毒用アルコールの安全な取扱い等について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、手指消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

このような状況を踏まえ、消毒用アルコールの安全な取り扱いについて、下記のとおり火災予防上の一般的な注意事項を取りまとめましたので参考としてください。

## 記

### 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。

手指の消毒用に使用されるアルコールは、消防法に定める危険物（第4類アルコール類）の1つとされています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすいため、火気の近くでは使用しないこと。

### 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等の留意事項

消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気よりも重いため、低所に滞留しやすく多量に取り扱う場合には換気が必要になり、火災予防に留意すること。

### 3 消毒用アルコールの貯蔵・取扱い・保管方法等

消毒用アルコールについては貯蔵・取扱いの量に応じて、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があり、法令上の手続きや一定の安全対策が必要となる可能性があるため、貯蔵・取扱いの数量には注意してください。また、消毒用アルコールを保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は可燃性蒸気の発生を助長させるため、避けること。

### 4 その他注意事項

消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、溢れ又は飛散しないように注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。